

(H27. 4. 20 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日 時 平成27年3月4日 午後2時00分～午後4時00分

場 所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室

参加者 裁判員経験者 5名

裁判官 中西 永

検察官 小谷淳治

弁護士 池田理恵

司会者 菱田泰信（甲府地裁刑事部部総括判事）

概 要 下記のとおり

記

(司会者)

お待たせしました。では、始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます甲府地裁刑事部の菱田といたします。皆さん、本日はお忙しいところ裁判員経験者意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日お集まりの皆さんに、裁判員裁判を担当していただきましたのは、今年の5月から8月までの間であり、それぞれの裁判に私も裁判長として参加させていただきました。本日は、裁判員経験者の皆さんから忌憚のないご意見をちょうだいし、今後のよりよい裁判員裁判を実現できるように、裁判官、検察官、弁護士、それぞれが勉強させていただきます、生かしていきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

では、最初に、裁判官、検察官、弁護士それぞれに、1名ずつ出席してもらっていますので、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

(裁判官)

甲府地方裁判所の中西でございます。

私も、この3件とも右陪席ということで関係させていただきました。そのときは大変お世話になりました。今日もお忙しいところに来ていただきまして、どうもありがとうございます。

本当に皆さん来ていただきまして、この後のご意見、いろいろ教えていただきたいところがありますので、よろしく願いいたします。これから本当にいい裁判、さらによりよいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

(検察官)

甲府地方検察庁の小谷と申します。

今回の裁判員裁判のうち、2件ほど担当させていただきました。また検察庁としては、できる限り皆さんに分かりやすい裁判というのを目指して、日々努力しているつもりではありますが、せつかくこのような機会が設けていただけたということですので、忌憚のないご意見をいただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いします。

(弁護士)

山梨県弁護士会の弁護士の池田と申します。本日はよろしく願いいたします。

私は、今年度はないんですが、昨年度以前に3件の裁判員裁判を経験させていただいておりますので、本日はどうぞよろしく願いします。

(司会者)

次に、皆さんが担当された事件を簡単に紹介させていただきます。

まず、1番の方が担当されたのは、殺人未遂の否認事件でした。外国籍の被告人は、遊覧船の上から自分の子供を湖に投げ落として殺そうとしたのですが、一緒にいた夫が湖に飛び込んで子供を助けたため、未遂に終わったという事件です。争点は、責任能力ということになっていました。若干分かりにくいんですが、通常とは逆に、検察官が、被告人が心神耗弱であるといって責任能力が著しく落ちていたと主張し、弁護人のほうが完全責任能力であるという主張をしておりました。これは、

選任から判決まで6日間かかりました。

それから、2番、3番、4番の方が担当されたのは、強盗致傷事件でした。被告人は自分の内縁の妻に連絡をとっていた被害者に腹を立てて、共犯者と一緒になって被害者を呼び出し、被害者に対して殴る蹴るの暴行を加えてお金を奪ったという事件です。それ以外にも1件、傷害事件を起こしていました。これは、選任から判決まで5日間かかりました。

それから、5番の方が担当されたのは強盗殺人事件でした。被告人がお金欲しさに他人の家に侵入し、それに気がついた被害者の首を絞めて殺したという事件です。被告人は、この事件の後に起こした別の強盗殺人について服役中に、この事件のことを自供しました。選任から判決まで5日間かかりました。

では、早速ですが、話題事項に入っていきたいというふうに思っております。話題事項については、皆さんの机の上に配付してありますが、一応このような順序で進めていきたいと思っております。まずは、裁判員を経験しての感想、証人尋問について、その後、被告人質問について、それから検察官・弁護人に対して思うこと、それから個別の事件のことになりますが、否認事件・外国人事件についての感想、それからその他ということ。そして、最後に裁判員裁判に参加する方々、今後参加する方々へのメッセージをお伺いしたいと思っております。

では、1番の話題ということで、裁判員を経験しての感想ということをお伺いしていききたいと思います。裁判員を経験しての全体的な印象や感想について、お聞かせいただければと思っております。

では、1番の方からよろしく申し上げます。

(1番)

裁判員を経験してということで、選任の日以外、5日間、こちらに来させていただいて、裁判員の方と裁判官の方たちといろいろ話し合うことができ、本当に私なりに一生懸命やったつもりなんですけれども、ふと考えると、本当にこれでよかったのかなって思うことがたびたびあって、何か納得できない部分もちょっとあつ

たりするんですけども、とりあえず、この方が精神的な問題を乗り越えて社会に復帰できるようにということで考えながら、裁判をずっと続けてきたつもりなので、その点については満足感もあるんですが、今後どうなっていくのかなというのは、ちょっと私も不安なところですよ。

(司会者)

今後どうなっていくのかというのは、被告人が社会復帰した後、どうなっていくのかというのが心配だったということですか。

(1 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

では、2 番の方、お願いします。

(2 番)

実際、私が裁判員に選任、まだ選ばれてない、通知が来てたときに、私、ちょっと仕事で、帰ってから分かったんですけど、そういう通知が来てるということを知って、家の人のことかと思ったんですけど、行ってきたらいいという話をしたんですけども、いざ帰ったところ自分のことで、選ばれるときはこんな突発的に選ばれるのかと。全然そんな自分が、裁判員制度についてはいろいろ知ってたんですけど、まさか自分がという思いで、その選任場所も、この場所だったんですけど、来て、話を聞いてたら、実際に選ばれてしまったという、そんな感じの軽い、最初はそんな軽い気持ちだったんですけど、自分に務まるかというのはすごく不安だったんですけど、皆さんの意見を聞きながら、分からないところは裁判官の方がフォローしてくれたり、分からないことについて詳しく時間をかけて説明していただいたということは、普段の生活の上では絶対に経験できないこと、意図的に参加しないとできないことなので、非常に自分にとって有意義なことだったので、参加してみても正解だったと。2 回目はないと思って参加してみたんですけど、非常にいい経

験をさせてもらえました。

(司会者)

では、3番の方、お願いします。

(3番)

正直、裁判員裁判というのは知ってたんですけど、まさか自分がやるとは思ってなかったんで、今まで裁判というものはテレビの中で見るものという気持ちがすごい強くて、実際、裁判員の期間をやってみて、裁判で判決が出るまでこんなにもいろいろな話、角度から、みんなの意見を話し合っただけで決めるんだということの大きさを改めて感じたのと、あと経験してみてから思ったんですけど、やっぱりテレビで見るときにも、自分の意識の違いがあったなというのは感じました。正直、裁判員をやるまでは気持ちが重かったんですけど、とてもいい経験になったなというのはすごく感じました。

(司会者)

では、4番の方、お願いします。

(4番)

裁判員に指名されてから、国民の良識を反映させるという目的だったんで、ちょっと希望を持って来たんですけども、ただ、実際、裁判自体は刑事訴訟が対象ということで、非常にそこら辺の、国民の良識を反映させるに関してはちょっと疑問を持ってます。

実際、無罪か有罪かを決めるときに関しても、やはりそこに関しては検察官、検察のほうの出してきたものが正しいのか、正しくないのかというところに、なかなか素人の良識は反映されないと思いますし、有罪のときに量刑に関しても、やはり今までの判例が重要視されてて、そこになかなか国民の価値観というのが反映されないんで、実際、裁判員裁判として刑事事件に関して、本当に国民の意見が反映されているのかというところがいまいち納得できなかったんで、やってみて最初の感想としては、余りやってみて、裁判員に対して、刑事訴訟自体が合ってるかなとい

うところを、今のところ疑問に思っております。

(司会者)

では、5番の方、お願いします。

(5番)

私の場合は、裁判员裁判で選ばれたらやってみようということでしたんですけども、まさか自分が選ばれるとは思わなかったし、今までの方から話を聞いても、ほとんどの人が私は断ったとか、そういう話ばかりだったので、私的には選ばれたら参加しようということで、用事があったんですけども、そのときに26番で出席したら1番で当たりまして、その後、裁判のたびに、1番でいろいろな意見を言わせていただきました。

私的には、やってみてよかったのは、こういう裁判制度も分からなかったし、その流れも本当に知らなかったというのが正直なところですよ。また、いろいろな友達とか先輩に聞いても、ほとんどの人がやったことないし。ただ、その中で話をする中で、友達なんかは、ニュースとか新聞で、こういう精神的に参ってしまうとか、そういうことが新聞に載ったんで、そういうことはなかったのかなんていうことはありました。たまたま私の場合は、そういう事件ではなかったのでよかったなと思ってます。

やってみての感想ですけども、その後、新聞とかニュースとか、見る角度が、考え方がちょっと自分で変わってきたなと思ってます。それから、そのときに参加した方々の意見を聞いてみて、いろいろな捉え方、考え方があるんだと思って非常に勉強になったと思います。

以上です。

(司会者)

どうもありがとうございました。

ほかの方の意見を聞かれて、改めて、そういえば、自分はこういうことも言っておきたいみたいなことは何かありませんか。

では、話題の2に入っていきたいと思います。証人尋問についてということで、実際に審理に臨まれて、皆さん、法廷で検察官や弁護人がそれぞれの意見を述べたり、あるいは証拠調べで書面を調べたりするなどした、そういう場面に立ち会ったと思うのですが、証拠調べの際に証人から直接話を聞くという手続について、皆さんの感想などを少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

証人尋問があったのは、1番さんの事件、それから2番さんから4番さんの事件でありました。まず1番さんの事件では、子供を助けた夫が証人として証言しました。2番さんたちの事件では、強盗致傷の被害者が出てきて、被害の状況などについて証言しました。

では、1番さんから順番に、証人尋問はどんなふうだったかというのを思い出せる範囲で、そのときの印象とか感想、あるいはご意見とかあればお願いします。

(1番)

証人として出てきた方のことが信じられない部分、お話ししてることが本当なのかなっていうところがあって、そこがどう判断していいか分からなかったというのがあります。もう1人の証人の方も、お医者さんだったんですが、その方のお話はよく分かって、なるほどなというふうに思いました。その程度です。

(司会者)

ちょっと夫にも精神的な問題があったから、そこが精神的な問題で、本当に起こったことじゃないことも、何かしゃべっているようなふうに聞こえるところがあったということでしたよね。

(1番)

はい。証言として、どこを信じていいのかというのが分からなかった点もあります。

(司会者)

証人が言っている、それまでの被告人の生活状況との関係で、証人が言ってることと被告人の言ってることが食い違ってるところもあったんですよね。特に、そう

いう食い違ってるところについていろいろ話されていたわけですけど、それが本当のことなのかは、精神障害で、本当にあったことをしゃべっているのか、場合によってはあり得ないことをしゃべっているのかというところで、どこまで信じていいか分からなかったということですか。

(1 番)

はい。

(司会者)

ご自分で直接、証人尋問のときに証人の方に質問されたりはしましたか。

(1 番)

この方に対しては、しなかったと思いますけど。

(司会者)

お医者さんから話を聞いたというのは、被告人の精神状態についてお話を伺ったと思うんですけども、それは医学的な、精神的な問題についてのかなり専門的なこととお話しされたんですが、それはかなり分かりやすかったということですか。

(1 番)

そうですね、はい。

(司会者)

ありがとうございます。

では、2 番の方、お願いします。

(2 番)

私の事件だと、証人尋問もそうなんですけど、加害者の方の言ってることと、証人、実際の方の話がほぼ一致しているという形のことです。多少あやふやな部分はあったんですけど、双方の話を聞くと合ってたので、特に疑問を持って内容とか行動について、疑問を持つことはなかったことは覚えてます。

ただ、2 つ目の事件だったんですけど、片方の方が証人として法廷にいらして、今でも加害者と顔を合わせるのが怖いとか、そういうことも言ってたと思います。

で、よくドラマとかで見る、加害者との間に、たしか仕切り板みたいなのがあったと思うんですけど、そういう配慮とかも実際あって、多分、なくて顔の見える状態で話してたら、ちゃんと話せてなかったのかなというふうに考えてはいました。そのおかげもあって、ちゃんと法廷にいらして話せたということがあったので、特に証人尋問については疑問はなくて、すらすらいったような覚えがあるので、ここについては特にはないんですけど。

(司会者)

ほかの事件とか、あるいはほかの箇所については、証人ではなくて書面が朗読されて証拠調べされましたけど、逆に証人尋問は書面を朗読するより分かりやすかったか、同じぐらいだったか、書面のほうが分かりやすいかとか。

(2番)

書面、その資料が映像に映されるだけで、手もとになかったんです。なので、どんどん先に進んでしまって、とてもじゃないけど全て覚え切れないというのはよく覚えてます。

(司会者)

別に証人尋問は、比較的、問い、答えで進むから、ついていくことができて分かりやすかった、理解しやすかった、あるいは記憶に残りやすいとか、そういうことはあったんですか。

(2番)

そうですね。私も実際に、これこれこうでしたかとか質問を投げかけましたし、ただ書面をつらつら読まれるだけよりは、とても分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では、3番の方、お願いします。

(3番)

私も証人尋問があって、分かりやすかったです。やっぱり書面だけでは分からな

い被害者の方の精神状態とか、そういうのがやっぱり直接話を、質問とかしながら分かることができたので。普通に。もう一つの事件のほうでは、多分、被害者の方の手紙みたいなのがあったと思うんですけど、それに比べたら、直接やっぱり来て、お話を聞くことによって、細かい部分まで、疑問に思った点も聞くことができたので、やっぱり書面とかよりは、あって分かりやすかったです。

ただ、結構、何人か登場人物というか、人がいらっしやったので、そこがちょっと、最初の頃は誰がどうみたいな感じのがちょっと分かりにくかったんで、最初にそういう相関図みたいなのがあれば、ありがたいなとは思いました。

(司会者)

今の点は、被告人の共犯者、あるいは一緒についていった人がたくさんいて、最初の犯罪をやろうと発案したときにいろんな人がその場にいたり、あるいは現地に行った人間も被告人を入れて4人ぐらい、被害者が1人ぐらいいて、そういう人たちの人間関係がもう少し分かりやすくなればよかったということですね。そういうのが、図面でというか。

(3番)

はい、そうです。

(司会者)

共犯者の証人尋問をしてほしかったとか、あるいは別の、強盗の事件のほうじゃなくてただの傷害事件もあったんですが、ただの傷害事件も、やっぱり証人尋問をしてほしかったか。傷害事件のほうは、強盗事件に比べて事件の質自体はそんなに重くないので、事件の軽重を考えると書面でもいいかなと思ったか、やっぱり事件の軽重関係なく全部証人尋問してほしかったと思うか、その辺はどうですか。

(3番)

やっぱり聞いてみたほうが、流れじゃなくて、もうちょっと分かりやすいのかなと思います。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

私のときは、証人の方がほぼ被害者の方だったんで、ほとんど当事者の方なので、質問した内容に対してやっぱり主観的な回答しかなかったんです。だから、できればもう少し客観的に、周りで見えていたような、当事者じゃない人からもお話を聞ければよかったかなと。もう少し暴行内容に関しても、いろいろ客観的にもう少し聞けたかなと思います。

(司会者)

第三者というわけではないですけど、被告人が直接暴行を加えているところを共犯者でついていったような人がいましたね。そういう人も、やっぱり尋問したかったということですか、そうすると。

(4番)

証人でいくと、被害者のほうだけでの話だったので、どちらかというところ、こっちは加害者のほうの周りにいた人の、両方の立場の証人からも、いろいろお話を聞きたかったなと思います。

(司会者)

共犯者は、目撃していた状況について書面で出ていましたし、ちょっと曖昧なところもあったりしたと思うんですけども、やっぱりそこは直接聞いてみたかったし、そのほうが両方の立場から聞けるし、より客観的とか公平でいいんじゃないかと思うということですか。

(4番)

基本的に、両方の立場から同じ状態で話を聞きたいということです。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんの事件では、証人ということにはなかったわけですけど、被告人自身の話は聞きました。被告人質問については後でまたお伺いするわけですけども、直接

人を聞くという意味で、こういう人を証人にしてもらえればよかったとか、あるいは自分の事件でも、こういうふうなのが証人だったらよかった、あるいは書面だとやっぱりこうこうかなのかなということで、今までほかの人の話を聞いて、証人尋問について何か言っておきたいこととか、感想みたいなものはありますか。

(5番)

特にはないです。

(司会者)

皆さんに一通りお伺いしたんですけど、ほかの人の話を聞いて、そういえば、証人尋問のときにこういうことがあった、あるいは、やっぱりそういえば、こういうようなことをしてほしかったとか、もうちょっと何か言い足しておきたいこととか、何かありませんか。

特になければ、逆に質問になるんですけども、裁判所では、今まで普通の裁判では書面で審理することが多かったわけですが、裁判員裁判になって、なるべく皆さんにリアルに事件を見ていただきたい、体験していただきたいということで、直接人に話を聞く、証人尋問を行うという証拠調べの方法を裁判員裁判では積極的に取り入れようとしております。検察官や弁護人にも、そういう点で協力してもらっているわけですが、人に聞くという証拠調べについて、法曹三者のほうからも、こういうふうに考えている、やっている、あるいは裁判員の方に質問があるというようなことがないかどうか、ちょっとそれぞれお伺いしていきたいと思います。

まず、検察官のほうからどうですか。

(検察官)

今、皆さんのご意見を伺いまして、やはり直接法廷で証言をしてもらうのが、一番頭にすっと入ってくるんだなということを改めて認識したところです。確かに書類だけを読んでいくのでは、なかなか映像のみで全部覚えるのは、到底、私、あるいは裁判官でも、法曹の方でも、なかなか無理だろうというふうに思うのはごもつともでございます。ですので、書面でやっていくものについては、さらにもうちょ

っと、本当に必要な部分、核心の部分に絞っていくかなりの工夫も必要ではないかと思ってます。

特に書面について、こういう映像しかない、それから多分量が多いというところもあったかと思えます。何か書面について、こんな書面だったら分かりやすかったかなとかいうようなものがあれば、教えていただければというふうに思います。

(司会者)

先ほど、事件の人間関係の相関図みたいなのも出てましたけども、それ以外でもということですね。

(検察官)

そうですね、何かありましたら。

(司会者)

では、また後で、ちょっとまとめて聞くことにして、弁護士のほうではどうですか。

(弁護士)

証人尋問というのは、我々が準備が大変な部分もあって、なかなか時間もかかるということがあって、やっぱり限られた時間の中でやっていると思われるので、いろいろたくさんの人を証人尋問って、なかなかこれまでの裁判の中では、逆にされてこなかったところがありまして、今のお話の中で、やはり双方から多角的に証人尋問をとというお話があったので、もう少し、例えば具体的にどんな人のお話が、裁判員裁判の中であつたらよかったとかいうことを思われたことがあれば、教えていただきたいなと思えます。

(裁判官)

私、今回、皆さんの事件をちょっと思い出してたんですけども、やはり1番さんの事件ですと、夫の証言のところで、前の日にホテルに泊まったんですけども、どうもそのときも幻聴みたいなことが聞こえてくるんだと。で、みんなは自分のことを病気だというんですけども、実際に本当に聞こえていて、自分が正しいんだと

分かったみたいなお話もなされていて、それを聞いたときに、そこまでは普通の流れだったような証人尋問が、そうなんだみたいな感じで、私自身が、ある意味、ご病気というのはこういうことをいうのかなみたいなところがあったのかなと、私は思ったことを思い出しました。

そういう意味でも、責任能力自体が問題になった事件でしたので、全く同じではないんですけれども、何となくそういう意味で、責任能力というのは何なんだろうというところも、私自身も、そういう意味で、聞いて考えさせられるようなところがあったように思います。

次に、2番さん、3番さん、4番さんの事件で私が印象的だったのは、被害者の方が非常に年の若い方ではあったんですが、非常に大人っぽいというか、そういうようなお話をされていて、被告人のほうもその姿を、つい立てはあったけれども、その話を聞いて、何となく反省が進んだのかなみたいなところが、その後ちょっと、私としてはイメージとしてはありました。また、分かりやすいということ以外でも、この事件ではそういうところがあったのかなというふうに思ったりしました。

5番さんの事件では、残念ながら証人尋問はなかったわけですが、被害者の方が亡くなられた事件だったこともあって、例えばご遺族の方であったり、その周辺の方からお話が聞けたら、私としてはよかったかなというふうにはちょっと思ったりもしました。感想ですけれども。

(司会者)

今、証人尋問も含めてですが、証拠調べの方法として、検察からこういうようなところを工夫してもらえるといいんだけどみたいな意見があったりしたら、言っていただきたい。あるいは弁護人の方からは、それぞれの事件でどんな人が証人だったら、証人尋問をしたわけですが、この人をしてよかった、あるいはほかにもっとこういう人が証人として調べてもらったらよかった。先ほど共犯者とか、そういう話も出たわけですが、それ以外も含めて、なるべく多くがいいのか、こういうところに絞ってというのでもいいですし、皆さんの実際に審理を体験して、関係

者の調書が読み上げられた、捜査段階でしゃべったものが読み上げられた部分も何か所かあったと思うんですけども、そういうことも考えながら、こういうところは書面でもいいけども、こういうところはなるべく証人がいい、あるいは全部証人がいい、あるいは全部書面がいいとか、あるいはこういうふうに工夫してほしいとか、何かあれば、ちょっと順番にお話をさせていただければと思います。

では、5番さんのほうから今言ったようなところで、例えばこういう人が証人だったら、自分の事件ではよかったのにとかいうのがあれば、そういうところを。

(5番)

私のときは特にいなかったんですけども、テレビとか何かを見てると、新聞なんかを見てると、何かこういう事件があると、必ず被害者のほうは極刑を望むとか、こういうことを言うので、必ずしもご家族の方が出てきても、多分、重い罪にしてくださいということは必ず言うと思うんで、確かに家族の方を呼んで質問するのもいいんだけど、そこはいかがなものかと思って。それというのも、私のときには年数が13年ぐらいたってたんで、一、二年だったら、多分ご父兄というか家族の方も何となくそう言うと思うんですけど、年数がたっちゃうと、裁判でも言ったんですけども、やっぱりご家族としては、犯人が出てきてくれてよかったというのがあるかなと思いました。

で、ほかのやつはちょっと分からないんで、失礼します。

(司会者)

では、4番の方、どうですか。

(4番)

弁護人の方の質問だったと思うんですけども、証人に関しては、もう少し客観的に現場を見ていた人の証人です。できれば、完全な客観的には見れないんで、それはやはり被害者と加害者、両方の、当事者じゃない、客観的に状況を説明してくれる証人の方の話を聞きたいのが1点と、あともう一つ、証人の方、私のときには情状に関して、勤め先の社長さんが来たと思うんですけども、その方が言われたこと

に対して、量刑に対してどれぐらい情状の余地があるのかというか、そのものに対してどれぐらい今まで判例の中で下げられるよというところの、基本的な判例、今までの状況が分かるようなデータはなかったんで、その情状の証人に対しては、大体、それが本当ならば、どれぐらい減刑されるよというよなところの資料もあればよかったかなと思います。

(司会者)

量刑自体がそもそも難しくて、なかなか数値化できないんですけども、情状証人にしろ、それ以外のところにしろ、量刑をもうちょっと客観的に量れるといいなというところもあるということですかね。

3番の方はどうですか。

(3番)

被害者のほかに、強盗致傷のほうなんですけど、原因となった当時の彼女、今の奥さんの意見もちよっと聞いてみたいなって思っていました。

(司会者)

今回の事件で、内妻と被害者が最初に事件のきっかけ的なことを作ったわけですけども、その内妻を聞いてみたかったということですか。

(3番)

はい。

(司会者)

2番さんはどうですか。

(2番)

4番さんの客観的なのという意見に便乗なんですけど、よく事件とか、交通事故でもそうなんですけど、目撃証言は何かありませんかということをよく聞かれて、今回、私の事件は、複数の人たちと被害者の方の証言だけだったんですけど、本当にその場には関係ない人の目撃証言とかももちろん調べたとは思んですけど、残念ながら今回はそういうものがなくて、本当はそういうのがあれば、関係ない第三者

の意見とかを聞いたんじゃないかなと思うので、そういうところがないのが残念でした。

(司会者)

客観的な第三者が逆に証人でいれば、被害者を聞くだけじゃなくて、客観的第三者は、やっぱり絶対聞くべきだと思うというような気がするということですか。

(2番)

はい、そうです。

(司会者)

1番さん、お願いします。

(1番)

証人の方は、出てきていただいた方もいるんですけど、そのときに船長さんだと思うんですが、その方は書面であったと思うんですけども、とにかく証人の方の印象がとても、夫である証人の方の印象がとても強くて、ほかの人の印象が、ほかの方の書面による印象というのが、もう思い出せないくらいなのですが、夫婦間のことがよく分からない部分もあるんですけども、両方とも精神的なところがあって、お互いの言い合うことが、どれが正しくて、どれが違うのかというのが分かりにくかったというのがありますし、それを判断する材料というのが、やっぱり余りなかったのかなと思いました。で、それに対する証人のないことですね、夫婦間の生活に関しての。で、どういうふうに判断するのかなというのが、分からなかったかなと思います。

(司会者)

夫婦間にどういう出来事があったかというのは、なかなか証人みたいな人はいなかったんですけども、奥さんのほう、被告人が外国籍だったから、なかなか被告人の関係者で証人というのは難しかったんですけども、逆に、夫のほうは実家のお母さんがいたりしたんですけども、そういう人を聞きたいとか、それを聞いてもやっぱり分からなかったと思うか、でも、やっぱり少しでも分かるんだったら、少いで

も聞きたかったみたいなどころはありますか。

(1 番)

それに関しては、何も聞くつもりもなかったです。

(司会者)

そうですね。これは、どっちを完全に信用できるわけじゃないという、両方とも精神的にちょっと問題のある人だったので分からない中で、もちろんどっちも違うかもしれないし、どっちか分からないというところもあって、そういう判断が問題になったわけですが、それでもやっぱり証人を聞くこと自体は、書面で出てくるよりはよかったということですかね。

では、次の話題に移ります。次は、被告人質問についてということですが、証人尋問というのは、基本的には犯罪者ではなくて普通の人ということで聞いているわけですが、逆に被告人というのはそれぞれの事件を犯した犯罪者というようなところもあって、皆さんから見ると怖いと思われたり、あるいは逆に、何日間かずっと被告人を見ていて、親しみが湧いたりするとかいうことも少しはあったりするのかなとも思うんですが、皆さん自身が被告人を見てどう思ったか、あるいは被告人質問をするときに、被告人質問に対してちょっとためらいがあったとか、もう少しこういことを聞きたかったとか、あるいは逆に裁判所や検察官、弁護人のほうで、こういう準備をしておいてほしかった、工夫をしておいてほしかったとか、そういうようなところで何かあるか。実際、被告人から話を聞いてみて、あるいは自分が質問してどうだったかとか、そういうところをちょっとお聞かせいただければと思います。

では、5 番さんから逆順でお願いします。

(5 番)

私のときには、非常に被告人が年配の方で、13 年たってから自分がこういうことをしましたということで、その前に一回、殺人事件で無期懲役になってる方でした。そのときの裁判の流れの中で、本人も非常に反省しているということで、自ら

罪を言ってるということで、特に質問についても、そんなに厳しい質問が出なかったように思いました。

それから関連して、私たち、そのときに6人の裁判員で、私、たまたまそのとき1番で、何か聞いてくださいということをおられたんですけども、そのときはちょっと聞くこともできませんでした。後で、2番、3番、4番、5番、6番の方が聞いたら、特にちょっと聞けなかったけども、何か言ったほうがいいかなということで、何か質問したということ覚えてます。

以上です。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

私の裁判のときは、実際、もう否認ではなくて認めてたので、聞くことに関しては、もうほとんど、どれぐらい反省してますかという内容だったと思うんですけども、もう少し、なかなかどれぐらい反省してるんですかというところが、本人、当事者にとってはなかなか説明しにくいところでもあると思うんで、もう少し体系的に、今の気持ちなり、今後どうしていくのかとか、あとは事件当日にどういう心理状態であったのかというところを、もう少し分かりやすく我々に説明できるような内容を踏まえて、尋問できればよかったかなと。そういうふうな、反省文みたいなのはあったんですけども、弁護士の方がもう少し体系づけて、どれぐらい反省して、どんな感じだったのかというところが我々に分かるような形で資料化してもらえると、分かりやすかったかなというふうに思います。

(司会者)

主観的なというか、抽象的な言葉が出ているんで、もうちょっと分析的に掘り下げた事件のこととか、自分のこととか、どういうところをどんなふうに悪かったか、どういうふうにしようと思ってるかとか、分析的なところが欲しかったというような、そういう感じですか。

(4番)

実際、反省文では本当に悪かったという主観的な内容だったんで、それをもう少し、言われたように、もう少し体系づけで、被告人のほうの今思ってることをまとめてほしかったなと思います。

(司会者)

そういうふうなものがあれば、自分ももっと質問もしやすかった、あるいはポイントを突いた、今のところはもうちょっとポイントをついて質問できたかということもありますかね。

では、3番の方、お願いします。

(3番)

被害者の方に対しての強い怒りというか、感情で、何か突発的に手が出たという印象があったので、もうちょっと、見て反省してる感じとかはすごく伝わったんですけど、もうちょっと中の部分、気持ちの部分に分かればよかったのかなと思ったんですけど、でも、その反省してる態度とかを見て、刑を決めるというものには、被告人質問があったことによって参考にはなったと思いました。

(司会者)

自分の疑問に思ってるようなところとか、自分が気にかかっているところは直接質問されたということなんですか、そうすると。

(3番)

してたと思います、はい。

(司会者)

では、2番の方、お願いします。

(2番)

私も幾つか質問を実際にしまして、そのときに被告人本人も認めている状態だったんですけど、私が質問をしているときにも、ずっとこちらを見て、目をそらさず私の質問を聞いてくれたということが非常に印象に残っています。なかなか自分が、

もう悪いという状況で、人の目を見て話すのはなかなか難しい。ましてや、私より大分年齢的には若い方だったので、そういう態度、例えば真摯に反省しているという部分は少し感じたというところは覚えてます。なので、実際に法廷にいて質問するということは、なかなか体験できないことだったということもあるんですけど、今、どんなことを考えているかというのを聞いたのは、とてもよかったと思います。

(司会者)

1番さん、お願いします。

(1番)

被告人の態度というか、感じたのは、反省してるというふうな態度には見えなかったんですが、反省はしてないんですかということをお医者の方に聞いたら、被告人にもそういうふうに聞いたかと思うんですが、一応、反省しているようなことは言ったと思うんですけど、すごい、質問すると結構長く自分の主張をして、こっちの意図と違うことも話をしてるというような状態で、精神科医の先生は、まだ精神的な症状が抜けてないので、自分のやったことは正しかったと思っているというようなことを言って、反省はなかなかできないんじゃないかというような話をしたんですが、それが特に印象に残ってまして、何か態度的にも、本当に反省しているようには見えなかったんです。そんな状況でした。

(司会者)

被告人の責任能力、精神状態というのを考えるためには、だから被告人はやっぱりそういう意味で精神的に少し問題がある、おかしいというお医者さんの説明も合わせて、そういうのは納得できたとか、やっぱり被告人の責任能力というのとはなかったのかなというふうに思えた、そういうところでは役に立ったんですか。

(1番)

そうですね。で、精神科医の先生に治療していただけるというような話だったので。

(司会者)

ありがとうございます。

被告人質問の関係で、法曹三者のほうから何かこういうところを聞いておきたいとか、こういうふう工夫したらどうかとか、何かありますか。先ほど、反省文の関係とかもありましたけど、反省文とか、あるいは反省させると言ったらおかしいですけど、弁護士としては大体どんなスタンスを望んでいるんですか。

(弁護士)

その反省というところは、一応、有利な情状ということで弁護人の側から主張というか、していくことがほとんどなのですが、なかなかやはり反省というのを示すのは難しいところだと思うんですね。例えば、きちんと客観的なものとしては、反省文はちょっと置いておいても、例えば被害者さんに謝罪をしているんですとか、それから被害弁償をしましたとか、そういったところの客観的な主張から、反省の意をとっていただきたい。

あとは、本人にきちんと反省しなさいというときに、事件のことをどれだけ考えたとか、被害者さんに対してどう思うのかとか、そういうことを聞くのが一般的なんですけども、今のお話だと、例えば質問のときに、きちんと目を見て質問を聞くとか、そういったところから反省の態度が見てとれたというお話があったり、あとは逆に質問をしているのに、そのことにきちんと答えないで長々と自分の主張をすると、ちょっと反省してないように見られると、今、話があったんで、ちょっとそのあたり、反省文が余り有用でないのかということも含めて、ちょっとどういうふうになっていると、この人は反省しているなとか、この人は反省してないなって思える、そのあたりを聞いてみたいと思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

(司会者)

裁判員の方に、どういう点が出てくると反省が深まっているなと思うかということ。

4番さん、どうですか。

(4番)

僕が、個人的にどれだけ反省しているのかというのを図るときに考えるのは、ど

れだけ頭を下げるとか、謝罪の言葉を言うとかではなくて、どれだけやったことに対して自分なりに分析していて、どこが悪かったのかというところが自覚していることが大事で、加えて、それに対して悪かったことに対して、次にどうやるのがというところの提案を含めて反省だと思いうので、まずは何で悪かったのかというところの分析ですね、それが今回の反省文に関しては、本当にごめんなさい、悪かったという内容しかなくて、どうして悪かったのかというところの、自分のやったことに対しての客観的な分析がなかったところが、どれだけ反省しているのかに関しては、ちょっと分からなかったなと思います。

(司会者)

ほかの方は、こういうところはというのは何かありますか。こういうところを被告人質問であらかじめ弁護人がこういうことをしておいてくれたらいいとか、こういうところはどうなっているんだとかいう質問でも構いませんし、こういうふうにしてほしいとかいう要望でも構いませんが、何かありませんか。

では、時間の関係もありますので次に進みますが、次に、検察官・弁護人に対して思うことということで、検察官や弁護人は法廷でいろいろな法廷活動をしてくれる、主張をしたり、あるいは証拠の説明をしてくれたりしているわけですが、実際に検察官や弁護人の活動についてどのように思うか、どのような印象を持たれたかということをお伺いしたいと思います。

法廷での声が小さかったというようなことをアンケートに書かれている方、証人尋問や被告人質問で、どういうつもりでそういう質問をしてるか、その趣旨が分からなかったというようなこと。あるいは、逆にいい方向では、検察官や弁護人の主張をまとめた書面のメモが分かりやすかったとかいうことで、アンケートに答えられたりしている方もいらっしゃったわけですが、皆さんが実際に体験した事件で、どういうところがよかった、あるいはどういうところがよくなかった、あるいはこういうところをこういうふうにしてほしい、法廷での検察官の立ち居振る舞いから、提出した書面、あるいは証拠の内容の説明の仕方とか、そういういろいろな部分が

あると思うんですけども、よかった点、悪かった点。

で、いつも言ってるんですけども、今後のよりよい裁判員裁判ということを考えたときには、なるべく皆さんが本当に不満に思ったところ、疑問に思ったところ、改善してほしいところをこの場でたくさん言っていただけると、今後のよりよい裁判員裁判につながりますので、ありがたいと思いますので、ちょっと面と向かって言うのは言いづらいかもしれませんが、なるべくそういうところも勇気を持ってたくさん言っていただければとありがたいと思います。

では、また1番さんのほうからお願いします。

(1番)

検察官と弁護人の方から出していただいた資料は、分かりやすかったです。特に検察官から出していただいた資料は、本当によく分かりやすかった資料だと思います。

あと裁判中に、やっぱりちょっと声が、弁護士の方だったと思うんですが、声が小さくて聞き取りにくかったところがありました。

あと一番最後に、被告人が最後にお話しするところがあったんですけども、それもちょっと長々とお話をして、少し反省しているというようなことをおっしゃったときに、弁護人がよかったというような態度をとったのが、そういうふうに見えたのは、ちょっとえっと思いました。このくらいです。

(司会者)

では、2番さん、お願いします。

(2番)

私、2つの事件だったんですけど、両方とも凶入りのカラーのきれいなものを用意していただいて、このとき、この時間はこうだったというのが詳しく書いてあったんで、それを見ながら皆さんの意見を言い合ったんですけど、その資料に関しては分かりやすかったです。

ただ、前も言った尋問とか質問の内容について、書面でスライドに出すだけだっ

たというのが、とてもじゃないけど覚えていられないと最初に言ったんですけど、そういう凶関係以外の、事前に、その前の資料も一緒にもらえればよかったなと思うんですけど、それがなかったの、つけられるのであれば欲しいです。

あと、私が事件にかかわった検察官の方だったんですけど、2人、交代交代で話してたんですが、男性の方のほうが、態度が余りに威圧的だったというところが覚えてます、男性の方のほう。最初に思ったのがそういうことですね。被告人も、保護するわけじゃないですけど、多少なりとも萎縮するところというか、その態度で示すというのはちょっと。

(司会者)

被告人質問のときに、被告人に質問する男性検察官の態度が威圧的というか、高圧的というか、そういうところがちょっと気にかかったということですかね。

3番の方、お願いします。

(3番)

資料自体は詳しく書かれてたので、分かりやすかったんですけども、やっぱり相関図が欲しかったなというのと、あと被告人の彼女と被害者の方の男性のやりとりというのが、多分ラインか何かで出てたと思うんですけど、それは、ただ、スクリーンみたいなのに出てて、実際、手もとにあるわけではなかったの、その場で流しながら見てたので、後で被害者の方とか、あと被告人の方の心情を考えると、そのやりとりが分かんないと、ちょっと感情がどうだったかなというのを確認するのに難しかったところがあるので、多分そういうのも資料にするのは大変だとは思いますが、そういうのも手もとに残ってたら、ちょっと分かりやすかったのかなと思いました。

あと、検察官の方の資料に対して、弁護人の方が作成した資料というのがちょっと情報量が少なくて、簡単なものというのか分かんないんですけど、何かちょっと頼りなく感じてしまいました。

(司会者)

4 番さん，お願いします。

(4 番)

今，検察のほうの可視化という話が十分世間的に言われてると思うんですけども，個人的には弁護人の方に関しても，接見に対してのどういったことをやったかというものの可視化に関しても，どういう話をしたのかということについてもちょっと公表していただければ，判断の材料になるかなというふうに思ってます。

実際，うちらが裁判員をやるに当たって，やはり検察官，弁護人は，それぞれ自分たちに都合の悪いことは隠してるんじゃないかというネガティブな部分があるんで，その部分をちょっと補うために，極力，時間の問題はあると思うんですけども，可視化，接見したものに対してはほとんどできるだけ出していただきたいのが 1 点ですね。

もう一点，検察官，弁護人が，これは裁判に対してあんまり有益じゃないなという事は，多分，削除されてると思うんですけども，ただ，でも，うちらから見ると，裁判員から見ると，それはもしかしたら判決において，ちょっと重大な内容というのもし入ってる可能性もあるので，当事者，被害者，それから加害者と話した内容に関しては，極力出していただくような形にしてみらうとありがたいなというふうに思ってます。

(司会者)

では，5 番さん，お願いします。

(5 番)

私のときには，裁判官のほうからこんな流れでやりますということで，その説明を受けて，実際に法廷のほうに入ったんですけども，またそこで検察官と弁護人の方から，また違う資料を見せていただいて，それがまた非常に分かりやすくて，私の場合はよかったと思います。先にいただければもっとよかったかなと今は思いますけど，やっぱりやたら外へ出せないのかなというの思ってます。

(司会者)

今、証拠調べでスピードも速過ぎる、情報が多過ぎる、なのに手もとに資料が残らないということで、ちょっと分かりにくいというか、記憶に定着しない的なことが言われてると思うんですけども、裁判所としては、皆さんが選ばれたときに、法廷で見て聞いて、それだけで分かる審理を目指しているんですというような説明をされていて、要するに、法廷で検察官や弁護人が説明すれば、それだけで分かって頭に定着するくらいの証拠調べ、審理を目指しているわけなんですけど、そういう意味では、情報量が多過ぎてついていけないという、情報を絞ってくれという方向を目指すのがよいのか、もっと情報をたくさん出して、時間がかかってもなるべく多くの情報をより分かりやすく出すという方向がいいのか、人によって情報が多過ぎて困るという人もいれば、情報が少な過ぎて困る、削ってもらっては困るという人もいたりするんじゃないかとも思うんですけど、その辺はどういう感じですか。

資料をもらえるんだったら多いほうがいいけど、もらえないんだったら多過ぎるんじゃないかとか、そういうのも含めて、基本的には検察官や弁護人は最初に冒頭陳述のメモというものを配って、それから最後に証拠調べが終わった後に論告弁論ということで、証拠調べが終わった後の最終的な意見を踏まえたメモということになるわけですけども、その証拠自体の情報が書面で欲しいのか、そういうよりは、もっと情報をきちんと絞って分かりやすい、情報を少なくして分かりやすいほうがいいのか、どちらの方向というような印象を持たれましたか。

4番さん、どうでした。

(4番)

もちろん楽なのは、絞ってもらったほうが、うちらとしては考えるときには楽だとは思いますが、ただ、その絞った証拠に関して、それぞれ検察の方、弁護人の方の意図が入った絞り方では、それは多分、方向を持っていかれてしまうので、それは極力客観的な判断に基づいて絞ってる分に関しては問題ないと思うんですけども、それはなかなかそれぞれの立場があるので難しいとは思いますが、まずは隠してないという部分で、書面でも構わないので、一旦は全部出していただけ

ばいいかなと。

(司会者)

では、3番さんは。2番さんも3番さんもそうなのですが、速過ぎたとか、情報が多いとかいうことで、場合によってはメモが残ったほうがみたいなことを言ってきましたけど、どうですか。

(3番)

資料があるならば、情報量が多いほうがありがたいです、考える上で。

(司会者)

資料がなかったら、どうですかね。

(3番)

流れてしまうから、判断にちょっと戸惑うので。

(司会者)

逆に、資料を渡さないのを前提だとすると、もうちょっとゆっくりとか、あるいはもうちょっと情報を絞るとかいうほうがいいのか、やっぱり情報の量は余り減らないほうがいいのか、そこはどうですか。

(3番)

減らないほうがいいですけど、そこまで全部覚え切れない。流れていっちゃうので。

(司会者)

2番さん、どうですか。

(2番)

自分の経験で、楽して結論を急ぐというといいいことがないので、多いほうがいいです。

(司会者)

1番さんはどうですか。

(1番)

人によってそれぞれ見るところも違うと思うし、注目するところも違うと思うので、資料はなるべく多いほうがいいと思うんですが、いろいろその場所によって違うかもしれないですけど。

(司会者)

5番さんはどうですか。

(5番)

裁判が始まる前に、特に裁判員の方は勉強とかそういうのをしなくて結構ですということで臨んだんですけども、裁判の中で、弁護人とかいろいろ話の中で、一回、無期懲役で入って、それで今は模範囚ですということで、僕たちは知らないから、模範囚ってすごいのかなって思って聞いたら、裁判官の方から、それはなかなか大変なことですよという話を聞きました。

それから、もう一点は、贖罪寄付をしていますということで、寄付をしているから、僕たちの考えだと、簡単な寄付だと思ったんですけど、やはり裁判官の方が、これは大変なことなんだ、大変な自分の財産を寄付してるんですよということを聞いて、やっぱりある程度、資料はあったほうがいいなと思いました。

余りにも、僕たちは初めてなんで、裁判所の方はもう場慣れしてるというか、報道の方も、多分いつも聞いたり見たりしてるんで分かると思うんですけど、私たち、初めて来ると、何か普通の一般的な生活からちょっと離れてるんで、そういうことも必要かなと思いました。

以上です。

(司会者)

書面で情報を出すか、証人で情報を出すかというようなところも、また問題になるわけなんですけども、書面で情報を多くして、要るところ、要らないところというのを一定程度、検察官や弁護人が選別してるんじゃないかというふうに思われてる方もいるかもしれませんが、そういうふうに出てくるのがよいか、そもそもそうだとすると、証人として出てきて必要なことをしゃべってもらう、足りないところ

は、足りないと思ったら検察官や弁護人が質問するだけではなくて、場合によっては裁判員が質問するということもあるんじゃないかと思うんですけど、そういうふうに考えると、書面で情報がたくさん出たほうがよいか、証人尋問で出てきて、自分たちに質問の機会を与えてもらったほうがよいかというので考えると、そうだとすると、どっちがいいですかね。

では、2番の方、どうですか。

(2番)

法廷では話を聞くだけ、その場で評議するわけじゃないので、書面のほうが、一旦戻ってみんなで評議をできるという点では、紙のほうがいいなと思うんですけど、書いたときと、今、法廷で話している内容が食い違ってるということはないと思うんですけど、もしかしたら被害者のことを見て、また思うところがあるかもしれないので、その場で生の声を聞きたいというところも、どっちもあります。

(司会者)

ほかの方はよろしいですか。

(4番)

一応、書面でも、もし弁護人の方でも検察官の方でも、直接加害者と話したのは、実際の加害者の率直な意見だと思うので、それプラス、そこで書かれてないものに関して法廷で聞くこともできますし、もしそれを確認して、同じ質問をしても時間がないんで無駄だと思うんで、それ以外、もう既にやってるものに関しては省くこともできますし。で、もう一回、同じようなことについて、時間がたったことによって、その思ってることが変わってきたことを聞きたいということもあると思いますので、一応、接見された内容を書面でいくのと、実際、法廷で直接聞くことというのはそうそうあんまり乖離してないのかな、同じことなのかなと思ってます。

(司会者)

ほかの方で、今までのところで情報量の話とか、証人や書面、あるいはそれ以外の検察官、弁護人の活動についてでも構いませんが、何かこういうところをこうし

てほしいとか、あとは何かありませんか。

では、今までのところを今後踏まえて、逆に、今、裁判員の方から出てきた話を聞いて、検察官、弁護人のほうで、こういうところをこうしたいとか、こういうふうに考えてる、あるいは裁判員の経験者の方に何か質問とかあればと思いますけども。

では、検察官からどうですか。

(検察官)

資料が多いほうがいいのかどうかというところは、非常にいつも私たちも悩むところですよ。多くなれば多くなるほど、情報は多いから判断材料が増えるという面があるのも確かだとは思いますが、大きな木が見えなくなって、森の中をさまようような、そんなようなイメージになって、結局、結論がなかなか出ないのではないかなというようなことも心配があって、大分、証拠として資料として出す量は、現在は従前の裁判官の裁判に比べたら相当に減っているのは事実です。

やはり私たち、ちょっと感想めいた話になるとは思いますが、やはり裁判員の方から見て、このあたりは疑問に思うんじゃないかというようなところ、あるいは確認をしてみたいというようなところについては、やはりこちらとしても積極的になるべく資料、あるいは場合によっては証人尋問といった形でフォローしていくことも検討していかなければならないなというふうに、改めて思った次第です。

(司会者)

弁護人はどうですか。

(弁護士)

先ほど、まず1点は、被告人の供述に関して、何か反省をしているというようなことを言ったときに、弁護人がすごいよかったというような表情をしたというような話があったのですが、その気持ちとしては分かるような気がします。特に精神状態にちょっと疑義のあるような被告人の場合には、法廷で打合せどおりにというか、きちんと話をしてくれるかどうかというのが、弁護人としても不安な部分がたくさ

んあります。やっぱり打合せどおりにきちんと話をしてくれない、ちゃんと話を、打合せをしていたときには言えてたことが、本番では上がってしまうこととか、精神状況もあって言えなくなってしまうということが結構ありますので、そういう意味で、実際にちゃんとかういうことを言ってくれたなって思うときもありますし、その逆もあります。こんなこと言っちゃったみたいな、打合せにない話を長々としちゃった、そんなこと言わなくていいのにとということもありますので、そういうことは多々あることはあるんですが、あんまり表情に出るとよろしくないというご指摘は、受けておきたいと思います。今後は気をつけるようには心がけたいと思います。

あとは、もう一点は、先ほどのたくさんある、情報量はたくさんあったほうがいいという中で、事前はともかくとして、手もとに残っていてほしいというお話が幾つかあったと思うんですが、それはどの時点でお手もとにあったら、ご参考にしていただけるのかなというところをちょっと伺いたいんですね。我々が皆様のお手もとに残せるような資料を出せるのは、主に、最初は証拠のことが入らない冒頭陳述ですが、あとは弁論の形になるんですけど、その最後の弁論の段階でそういった、例えば裁判員の皆さんが欲しいと思っている情報をたくさん盛り込んであったほうが、そうすれば、後で評議のときにご参考になるというご趣旨なのか、ちょっとそのあたりのタイミングを伺ってみたいなと思いました。

(司会者)

情報が手もとにあったほうがいいとかおっしゃってた、3番さん、どうですか。どういうタイミングで、要するに証拠調べの後、すぐ欲しかったりして、評議までの間の証拠調べが終わる都度、ちゃんとあったほうがいいのか、評議のときにどんなことがあったかということ参考にするために手もとにあればいいのかとか、その辺は。

(3番)

タイミングについては、ちょっと詳しくはよく分からないので何とも言えないん

ですけど、でも、やっぱり評議になったときに話し合える材料があればいいかなと思います。

(司会者)

証拠調べしていく最中に資料を見ながらではなくて、証拠調べしている最中は別に聞いているだけ、見ただけでいいという。

(3番)

何とも言えないです。

(司会者)

2番さんも、何かスピードが速いというようなことを言ってましたけど、2番さんはどうですか。

(2番)

評議ごとに欲しいです。

(司会者)

証拠調べごとにということですか。

(2番)

証拠調べごとに欲しいです。

(司会者)

何かほかに。では、4番さん。

(4番)

僕は、個人的には被告人に聞く前に、一応、確認してから。それで、最終的に被告人に聞く前に背景を確認しておきたいと。

(司会者)

被告人に質問する前に、あるいは評議のときには、ご希望があれば、裁判所のほうには証拠の書類が提出されているんで、何か見たいものがあればお見せできますよというような、適宜、声をおかけしているとは思いますが、裁判所のもと、私たちが評議しているときには、基本的には左陪席裁判官のところに記録があって、

ここはどうなったかなとかいうようなときには、大体、左陪席裁判官に見てもらって説明してもらったり、場合によってはちょっと写真を見直したほうがいいというときには、写真を全員で見直したりする、そういう事件もあったんですけども、そういうのでは足りなくて、あるいは被告人質問に入る前に、みんなでどういうことを質問したいかということで、少し時間をとって、休憩時間をとって話をしてから被告人質問に臨むとか、そういう時間の配分をしてたんですが、そういうようなときに、裁判所のほうにある記録で確認するだけで足りないのか、個々人で欲しいのか、あるいはもうちょっと、そういう機会があったんだったら、例えばもうちょっと裁判員の人が気軽に裁判所のもとにある証拠を見やすいように配慮してほしいとか、あるいは被告人質問に入る前に、もう一回ちょっと、もっと時間をとって、事実関係を証拠に基づいておさらいしてから臨みたいとか、そういうので大丈夫なのかとか、そういうことからすると、どんな感じですか。個々的にあったほうがいいのか、裁判所に全部で1冊あって、それがもうちょっと気軽に見ればいいのかという感じなのかという点では、どんな感じですか。

(2番)

気軽に見られるというのが。

(司会者)

気軽に見られるという観点からすると、自分のもとにあったほうがいいということ。それとも、裁判所のほうにある記録でいいけど、気軽に見られるような状況にしてくれればいいという感じですか。

(2番)

そうですね、そっちでもいいです。

(司会者)

気軽に見られる、いつでも確認できるんだったら、どっちでもいいということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

いずれにせよ、ちょっと気軽に確認できるようにしたり、あるいは評議のときにちょっと一旦おさらいしたいとか、そういうことですか。

(2番)

はい。

(司会者)

3番さんはどうですか。

(3番)

気軽に確認できるといっても、多分、遠慮とかもあると思うので、手もとにあったほうがすぐ見れるかと思います。評議のときとかに、そのやりとりとかそういうのを、多分、左陪席裁判官とかがおっしゃってくれてるので、調べて。そういうのも自分たちで確認できれば、うんとスムーズなのかなというふうに思いました。

(司会者)

4番さんはどうですか。

(4番)

僕も3番さんと同じ意見で、手もとにいつでも見られるような状況だとありがたいのかなと思ってて、実際、裁判員裁判の目的としては、我々国民の一般的な価値観を反映させるということにおいて、出された検察官と弁護人の証拠に関しては、そこには検察官と弁護人のフィルターがかかった証拠が出てきているんじゃないかというところで、フィルターのかかってない、フレッシュな証拠をいつでも見られるような状況にしてもらわないと、なかなか我々の意見というのは反映されないのかなと思います。

(司会者)

今までのところで、5番さん、何かありますか。

(5番)

私のときは、裁判長のほうからポイントを押さえていただいて、説明をしていただいたんで、特にそういう資料がどうしたこうしたというのは余り思ってません。ただ、話を聞いていて、やっぱり資料があるのはいいんですけども、あり過ぎても、初めてこういう裁判員裁判で選ばれてきて、そこがポイントをうまく押さえて見れるかなというのが、一点あります。やっぱりさっき言ったように、裁判長のほうからポイントを押さえていただいて、こことこことこういうことですよというポイントを、流れを押さえて説明していただいて、また新たにこういうこともありますよという資料だったらいいんですけども、余りあり過ぎても、見て、僕たちが理解して、話ができるかというのは、ちょっとどうかなと思います。何回もやっていけば裁判の流れは分かりますけど、今言ったように初めてきて資料をばあっと渡されて、どうぞと言われても、ちょっと僕はえらいです。

(司会者)

どうですか、1番さん。

(1番)

私としては、資料はあったほうがいいと思います。見たいところは、見れるなら全部見たいなと思って。その見た中で、また絞っていければ、大変かもしれませんが、みんな話し合う中で絞っていければ、裁判員制度の、そこに意図があるのかなとも思いますけど。

(司会者)

改めて法曹三者のほうで何か、こういうところはどうかというのはありませんか。

(裁判官)

手もとに全てのものがあれば、確かにいいのかなとは思うんです。ただ、もともと全てのものというのは警察、検察が時間をかけて調べて、何人もかけて調べたものがあって、裁判所に提出されるもの自体も、多分その何分の1、何十分の1というようなところが恐らくあるんだろうというふうに思うんです。実際には、捜査資

料はどのぐらいあるのかというのは見てないので分からないんですけども。そうすると、多分それを、倉庫一杯ぐらいのものなんていう事件も多分あるわけなので、いずれにしてもどこかで検察官、弁護人のフィルターが全く入らないというのは難しいのかなというふうには思います。その範囲をどのくらい我々、あるいは裁判員の方も含めて、皆さんにご覧いただけるのかな、そこはどのぐらいがいいのかなというのは、多分バランスの問題なのかなと、今、皆さんのお話を伺ってて思いました。

やっぱり手もとに資料があったほうが良いというのは、先ほどの被告人質問の前なんかにあると良いというお話をされて、確かに私なんか被告人質問のときに、私の手もとにもないんですけども、どうだったかなとか思うときがやっぱりありますので、そういうところは場合によって、大体、左陪席裁判官が持っている記録のところを我々が気軽に参照できると良いというものもあるのかもしれませんが。そういうのも非常に参考になりました。ありがとうございました。

(司会者)

次の話題で、否認事件・外国人事件についてということで、今回、1番さんの事件ということになるわけですけども、1番さんが担当された事件は否認事件で、犯罪事実には争いがある、責任能力という、被告人の精神状態という表に見えないもので分かりにくいというところがあるんですが、そういうある意味難しい事件を担当していただいたんですけども、責任能力の有無という、この否認事件を経験して、争いになっているところがどんなところだったのか、判断するのにどういうところが問題になってたか、検察官や弁護人のそれぞれに関するところの主張、あるいは証拠の中身、特にお医者さんの尋問とかもそうだと思うんですが、そういうところがどういうふうな印象を持たれたか、分かりやすかった、分かりにくかった、こういうところをもうちょっと工夫してほしいとか、そういうのも含めて、何かご感想とかご意見とかあればお伺いしたいんですけども、どうでしたか。

(1番)

外国人ということで、通訳の方が裁判のときに2人いらっしゃったんですが、本当に意図してることをちゃんと通訳できているのかなというのも難しい点で、本当に意味が私たちに伝わってるのかなというところもあって、また被告人にも伝わってるのかなというところもあったのが、ちょっと。2人の通訳の方がいらしたので大丈夫かなって思う点もあるんですが、そういう点がちょっとどうなのかなと思うところがあって、またこれは、責任能力というか、精神的な問題があるということで、お医者さんも来ていただいて説明していただいたんですが、それはそれでちゃんと理解できるように説明してくださったので、とてもよく分かったんですが、そういう点で、本人が本当に望んでるというか、そのような結果になったのかどうかというところもあるんですが、また難しい、通訳というところで、何かちょっと自信のないところもありました。

(司会者)

責任能力というのは、何を判断すればいいのか、あるいは病気の中のどういうところをポイントで考えればいいのかというのが審理のときに分かった、あるいは審理のときまではちょっとよく分からなかったけど、評議のとき分かった、あるいはお医者さんの尋問を聞いて、どういう状態か分かったという、そういう感じでは、どこの場面でも分かりやすかったか、やっぱり最初の頃はちょっと何をどう見ればいいのか分からなかったというようなところは、どうでしょうか。

(1番)

精神科医の先生、お医者さんの説明で、そうなんだというのはよく分かって、また評議に戻ってきて皆さんと話をしながら、精神的な状態について少しは理解できたのかなって、そういう状態の中で起こった事件であって、最初は自分の産んだ子を湖に投げるなんてことはとても残酷なことで、罪は重いんじゃないかなとは思ってたんですが、そういう先生のお話を聞く中で、また評議する中で、心神喪失まではいなくても、心神耗弱という状態の中で判断、被告人は被告人なりの正しいことだと思って行った行為であって、やっぱり罪にはなかなか問えないというか、求刑

で何年とか出ても、やっぱり実刑には問えないんじゃないかなというふうに考えるようになったんですが、やはり精神科医の先生の証言というか、説明というのは、とても大事だったなと思います。

(司会者)

否認、外国人の関係で、裁判官、何かありますか。

(裁判官)

裁判官自体も、やっぱり精神医学を専門に勉強したことは、本は読んだりするときはあるとしても、専門に勉強しているわけではないので、やはりスタートラインは皆さんと同じなんですよね。精神科医の先生の話を受けないと、やっぱり理解できない部分というのはたくさん我々もあるので、いつもそういう事件のときには、聞きながら、どういうことなんだろうって思いながら聞いている感じです。やはり今回も、1番さんの事件でも、先生が出てきてくださったのでこちらからも質問できましたし、裁判員の方も質問してくださったので、自分なりにですけれども、分かったと思いました。

通訳の関係も、通訳の方が入ると、もどかしいというのはやっぱりあるので、もう少しスムーズにいくといいなというのはあります。

(司会者)

今回、ロシア語の通訳で、なかなか裁判でロシア人の被告人というのは少ない。ましてや、今回は裁判員裁判ということで、しかも否認事件ということで、普段であれば日本人の通訳人1人で済ませるような事件を、日本人の通訳人1人では荷が重いだろというところで、ネイティブの、ロシア語が母国語の通訳人の方にもついでに2人態勢にしたんですけれども、被告人とのコミュニケーション関係でちょっと差が出てしまったりして、そこでちょっと逆にたどたどしくなったというところが、ちょっと裁判所でも反省点ではあるんですけども。通訳事件というのは本当になかなか難しく、ネイティブの通訳人の方は初めて通訳を担当する事件だったということもあって、ベテランの日本人の通訳人の方と、初めてだけでもネ

イティブの通訳人の方との組み合わせでやって、ちょっと組み合わせというか、そういうようなところで、審理をちょっと分かりづらいものにさせてしまった、ちょっと不安を感じさせてしまったところがあるのかなというところは、ちょっと実は裁判所も反省していたところでした、この事件は。

そろそろ時間になってきましたので、その他ということで、ちょっと裁判所からお願いになりますが、今まで審理のところが主だったわけですが、評議について、皆さんがどういう印象を持たれたか、ご感想を持たれたか。裁判官と議論して、評議について、評議自体についての印象とか感想とか、もうちょっとこういうふうな雰囲気にしてほしい、あるいはこういう内容にしてほしい、あるいはこういう説明について、こういうふうにしてほしいとか、あるいはこれはよくなかった、そういうようなところで何か意見的なもの、感想的なもの、なるべく一般論的な形で、評議の秘密に触れない範囲でご感想をお伺いさせていただければと考えてるんですが。

では、5番さんのほうから、お願いします。

(5番)

また同じ話になって申し訳ないんですけども、やっぱり初めてやるということで、裁判を進める上で、今回の私たちの事件、裁判は、非常に模範囚ということで、模範囚というのが、私は裁判長に質問したんですが、それはあたりまえじゃないですかって言ったら、それは大変なことですよと、そんな話を聞いたり、贖罪の中身の話を聞いたりして、ほかの方たちもそういうことを本当に分かってなくて、話を初めて聞いて、大変なんだなということを痛感しました。

それから、私、先ほど話をしたように、くじのとき26番で引いて、当たったら1番だったんで、やはり評議するとき必ず大体1番から来たんで、私のほうから、たまに逆に回って下さいなんて言ったんですけど、皆さんの話を聞くと、いろいろな角度から話を捉えて、話をして、やっぱり私は本当に勉強になったと思います。どうしても自分の捉え方で話を進めちゃうんで、必ず1番で話をすると、その後、他の方の話を聞くと、こういう捉え方もあるんだなと思いました。

評議の進めた方については、裁判長のほうからポイントを押さえて話をしていた
だいたんで、ほかの裁判員に選ばれた方もよかったと思ってると思います。

以上です。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

評議に関してなんですけども、実際、うちらがやることは、有罪か無罪か。で、
有罪のときには量刑をどうするのかという話だったんですけども、実際、ちょっと
その前の否認事件にかかわるかもしれないんですけども、有罪、無罪に関係したと
きに、なかなかうちら素人に関しては、検察が出してくる証拠が合ってるか、間違
ってるのかというところの判断というのが、ちょっと今回、うちの事件は否認で
はなかったんですけども、もし否認事件だったときに、その判断に関して、うち
ら素人が正しい、間違ってるというところを判断するというのは、ちょっと難しか
ったなというふうに思っております。

もう一点、量刑を決めるときの評議がメインになってくるとは思うんですけども、
そこも、実際はなかなかうちの価値観がそのまま量刑に反映されるかという
そうではなくて、ほとんど以前これに近かったものに関しては、これぐらいの量刑
だったとよという背景を見せられて、大体これぐらいの刑ですねというふうに評議
されてますので、実際、それが本当に我々の価値観自体が量刑に反映されてるのか
というところに関しては、評議で量刑を決めることにおいても、ちょっと狭いかな
というふうに感じました。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

やはり皆さん意見が、裁判員の方でも違うので、すごく評議といっても、一つの
結論に達するのは難しいなというのをすごく感じました。ある程度、過去の事案が

あって、その中からといっても、やっぱり必ずしも同じ事件はないので、やっぱり今回携わった裁判員裁判の中でも、結論を最後の判決に待っていくまでは、やっぱり皆さんの意見が違うので難しい、評議って難しいなど、結構白熱、最後のほうはしていたと思うので、難しいなと思いました。

(司会者)

2番さんはどうですか。

(2番)

実際、もう終えて、裁判員の役目を終えて、今こうして感想を述べてるんですけど、実際、自分だけで決めるのではなくて、周りに同じように選任された方がいますので、その中ではこういった意見がある、でも、それに対して違う人は、全くその反対の意見を言ったりとかするんです。このときには、自分の意見が割と否定気味に言われたりすることもあるし、賛同を得られることもあるんですが、それも含めて、一つの裁判にみんなで臨むという評議なので、自分の意見が否定されたからといって臆することはないで、どんどん意見を積極的に言っていけば、その意見からさらにほかの方が違うことを考えて話題が広がる可能性は十分にあるので、ぜひともこれから裁判員に参加する方は、できる限り積極的に参加してほしいなと思います。

(司会者)

では、1番さん、どうぞ。

(1番)

最後の刑を決めるときには、いろいろ裁判官の方から説明をいただいたり、あと過去の事例がこの程度だとか、大体必要な資料をいただいたりする中で決めていったことなので、そんなに意見が割れたというような記憶はないです。

以上です。

(司会者)

評議の際に話しづらかったとか、意見を出しづらかったとか、雰囲気はもうちょ

っとうしてほしかったとか、そういうようなところは何かありませんか。大体皆さん、自由に意見は言えたというような感じだったでしょうか。

それでは時間の関係があるのでこのくらいにして、最後に7番ということで、これから裁判員裁判に参加する方々、これからも裁判員裁判が続くわけですが、これから裁判員になるであろう方々に対して、メッセージ的なものが何かあれば、感想的なものでも構いませんので、何かこういうものを書いておきたい、伝えたいみたいなものがあれば、お話しいただきたいと思うんですが。

1番さんから、何かありますか。

(1番)

裁判員裁判で裁判員に選ばれて、本当に最初は仕事の関係上、困ったなと思ったんですが、職場の方の理解をいただいて、5日間、参加させていただいたのは本当にありがたかったと思います。仕事によっては、なかなかこういうところに来れない方も多くいらっしゃるんじゃないかなって、来れる方に限られちゃうんじゃないかなという心配はあります。その中で、多くの人意見を聞いて、この裁判に参加できたことはとてもよかったなと思います。

ただ、本当に私としても、この5日間、何でこんなに疲れるのかなって思うぐらい疲れました。人の意見を聞くというのも本当に大事なんだけど、疲れることなんだなっていうことと、自分の意見をなかなかうまく言えないんだなというのを、しつかりよく分かったなと思ってます。

これから裁判員に選ばれる方も、できるだけ参加して、多くの意見が出せれば、またいい裁判につながっていくんじゃないかと思います。

以上です。

(司会者)

2番さん、お願いします。

(2番)

自分たちだけで決めるのではなくて、知識とかななくても、全然、裁判官の皆さん

がフォローをしてくれますし、何も分からない状態のほうが、むしろいろんな意見が出せるので、変な知識をつけないで参加したほうが、よりいろんな意見が聞けて、その結果、理解が深まると思いますし、今後の裁判判例を見る目も、今より随分変わると思いますし、なかなか経験できることではないので、さっき言ったように、参加してみてください。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

最初は、知識が全くない中で、裁判を経験するというのは物すごく不安があったんですけど、一つ一つ説明があったりとか、日程が出ていたことによってちょっと安心感もありました。でも、実際やってみて、やっぱり非日常的な環境というのにちょっとふわふわしてる部分があったんですけど、一応、家族の人とかに、こういうことを今日してきたとか、感想、最後に裁判が終わって言ったときに、家族の人が、自分がもし来たら、候補者に来たら、やってみようかなって言ってくれたので、私もやってみて無駄じゃなかったのかなって、ほかの人にも経験してもらいたいなっていうふうに思いました。前に比べたら、ニュースとかも、やっぱり見る意識が変わってきて、ニュースとかも少し見るようになりました。

(司会者)

では、4番さん、お願いします。

(4番)

裁判員裁判のお題目としては、先ほども言ったんですけども、国民の良識を裁判に反映させるというのがお題目だと思うので、その場合には関しては、もう会社を休んでも、子供を預けても、直接、民主主義に関することなので、必ず参加するべきだというふうにメッセージを伝えたいんですが、ちょっと厳しい意見になると思うんですが、冒頭にも言ったように、対象が刑事訴訟だった場合に、一般人であるうちら裁判員に対して、冤罪というようなリスクも負う可能性があるのと、実際、

この前の事件もあったんですけども、裁判員裁判で死刑と言ったのに、その上の高裁で差し戻したりすることもあって、実際、その量刑に関しては、今までの判例が反映されるというところで、一般の国民の、多分、死刑判決を出すというのは非常に、なかなか裁判員制度でもないと思うんですけど、それでも死刑判決を出した国民の意見自体が反映されないこともあるので、実際、今までの、今のような裁判員制度の対象が、このまま刑事訴訟だけということに関してこのまま進むんだっならば、余りこれからの裁判員制度に参加される方については、個人的にはお勧めしません。

(司会者)

では、5番さん、お願いします。

(5番)

私は、最初言ったように、この裁判員制度に参加したかったんで、用事もあったんですけども、辞退しますかということで、辞退はしませんということで選んでいただきました。

この裁判員制度は、やっぱり参加してみないと分からないんで、中身も内容も流れも。する方へメッセージといっても、やってみないとやっぱり分からないなど。実は、意見交換会をやられるということで、一月ぐらい前からパソコンのほうでいろいろ調べたんですけども、やっぱりいいことばかり書いてあるんですけども、裁判員制度の話合いをやってみて、今言ったようにやってみないと分からないんで、やっぱりそういうことをみんなにうまく伝えてほしいなど。選ばれたからこうだよじゃなくて、やっぱり選ばれる前にこうだよと、一般の人にメッセージを送っておいてくれたらなと思います。

それと、私的には、今回は私の裁判は刑事事件で、言い方はちょっとおかしいんですけども、流れがよかったなと思います。ただ、先ほどお話があったように、死刑がまた戻るのがいいのか、悪いのかなんて、またテレビでやってますけども、それも裁判官をやった人がいい、悪いなんて言ってるあれなんで、私たち一般人じゃ

ちょっと分からないし。そしてもっと困ったのは、裁判員制度が始まる時点で、選ばれた方が精神的に、肉体的におかしくなったら困るから、余りにもひどいやつは出しませんということで、そうだよなと思ったんですけども、このあいだ新聞を見てたら、体調を崩して倒れたという。だから、僕たち一般の人が、余りにも過激な刑事事件を担当するのもどうかなと思います。

今言ったように、流れはちょっと分からないですけど、素人が急にきて、急にどうですかと言われても、やっぱり裁判官とか報道陣は、もう場慣れしてるから全てが分かるけど、一般の方はどうかなと思います。

以上です。

(司会者)

ほかの方のご意見も聞いて、改めてこういうところをちょっとつけ加えて言っておきたいみたいなことは、ほかにありませんか。

では、法曹三者のほうから、今まで裁判員経験者の皆さんにいろいろ話をお伺いしたわけですが、最後に何か、改めてこういうところを質問しておきたい、聞いておきたい、あるいはちょっと感想というか、意見というか、決意を述べておきたいみたいなところとか、何かあったりしませんか。

では、弁護士。

(弁護士)

一つだけ質問なんですけども、私の経験の中では、やはり期間がちょっと短いのかなという。たくさんの資料を見て判断をするという期間として、すごく短い。私たち自身の準備期間も本当に少なくなってしまうということがあるんですけど、例えば、やはり裁判所のほうでも、裁判員の方の負担とかも、そういうことも考えられて、やっぱり日にちを切ってると思うんですが、例えばもう少し長くてもいいのではないか、あるいはこれ以上、長くは無理だなとかというあたりを、もうちょっと聞いておきたいと思います。

(司会者)

検察官は何かございますか。

(検察官)

特に質問というのではなくて、感想になりますけども、本日いただいた貴重なご意見をできる限り活用して、よりよい裁判員裁判にしていきたいというふうに思った次第です。

以上です。

(裁判官)

いろいろご意見を伺って、やはり裁判所としては評議の中で、できるだけ皆さんが自由に意見を言えるように、あるいは議論がきちんと全員でできるようにしていくことが、やっぱり一番必要かなというふうに思いました。そのあたりのことをこれからも考えていって、自分の意見も分かりやすく皆さんにお伝えして、皆さんの意見も、どういうことをおっしゃってるのかというところも含めて拾えるようになるといいなというふうに思いました。

以上です。

(司会者)

審理期間の関係で、皆さん、5日から6日みたいな、比較的長い期間、携わられたわけですが、選任の日も入れたりすると。これ以上、長いと困る、仕事の関係、家庭の関係で困るという感じか、もっと長くてもいいから、どんどん時間をかけてじっくりやるべきだとか、そういうようなところで、両方せめぎ合いで悩んでも構わないんですが、1番さんからどうですか。審理期間が5日間で疲れた、あるいは仕事の調整が大変とかいうのもあったので、どんな感じですか。

(1番)

最初に選ばれたとき考えたのは、仕事が困るということが私の場合、一番あったんですけど、ただ、話し合いをするという段階が、ちょっと私の場合、裁判が押して、話し合う時間がちょっと少なくなったようにも思ったんですが、裁判の内容によっては、長くじっくりやる場合もあるんじゃないかと思いますが、仕事を持ってる者

としては、5日、6日が限度かなと思ってます。

(司会者)

どうですか、ほかの方から。2番さん、どうですか。

(2番)

質問に質問で返すようで申し訳ないんですけども、5日から6日って、これはどうやって決めてるんでしょうか。

(司会者)

5日から6日をどうやって決めてるかというのは、事前にどういう証拠を出すか、どういう主張をするかというのを公判前整理手続ということで、検察官や弁護人からどういう証拠を出すかというのを聞いて、その証拠調べにどのくらい時間がかかりますかというのを聞いて、審理の日が2日間とか3日間になりますと。その後、争点ということで、あらかじめどういうところに争いがあるのか、事実関係は争いなくて量刑だけだということになると、事実関係の確認の時間としてどのくらいとって、その後、量刑を決めて話し合うのにどのくらいの時間が大体かかるかどうかというのを、ほかの事件との対比で大体このくらいの大きさの事件で、このくらい証拠が出てくると、このくらい話合いに時間がかかるかなというのを大体予想して、評議の時間をとって、判決の日を決めるというふうにやっていくと、3日間で終わるものとか4日間かかるものとか、5日間かかるものとか、そういうふうになってくるとい感じになります。

(2番)

始める日というのは、先に決めちゃうんですか。

(司会者)

始める日、何月何日から始めるというのは、検察官、弁護人の空いている、要するにほかの仕事とかもありますので、2か月ぐらい前に大体何日ぐらいの期間、審理に要りそうだということが分かると、2か月ぐらい先の日、あるいは3か月ぐらい先の日の何月何日から何月何日ぐらいに、何日間空いてますかという日程調整を

して、何月何日から何月何日までやりますという日を決めた上で、裁判員の人たちにこの日程で参加できる人、差支えある人というような質問票を送ることになります。

(2番)

例えば、判決のときに、勾留中の何日間は除くみたいなこともあるんですが、これは何日間の上限というのはありますか。

(司会者)

それはないです。事件によっては、裁判が始まるまで3年、4年かかる事件とかもあります。そうすると、それに応じた期間を入れるということになりますし、事件によっては90日ぐらいという、ほぼ最短期間に近いような日で終わるものもありますので。

(2番)

その間に何か準備したりとか。

(司会者)

皆さんがやった事件ですと、否認事件だと140日ぐらい、自白事件だと多分120日ぐらいでやってるんじゃないかと思うんですけど、起訴されてから、被告人が逮捕されてからではなくて、捜査機関が捜査した後、逮捕勾留されて起訴された後、検察官や弁護人が準備するということになります。公判が始まるまでの間に準備が間に合うかどうかというの踏まえながら、いついつ審理するけど、それに間に合うように準備してくださいねということで、かなりタイトな期間で検察官や弁護人は忙しいのかもしれませんが、そういう間に準備してもらおうということになります。

(2番)

最初の準備する時間が短いということですが、それは決まってることなんですか。

(弁護士)

今、裁判官が言われたように、審理の日にちを決めていく中で、何にどれだけ時

間をかけるかということを書いていくときに、なるべくやっぱり裁判員の方の負担がないように、なるべくきちんと適正な短さで終わったほうがいいのかというふうに考えることもあるんですけど、我々としては、やっぱり被告人の利益のために、じっくりここは時間をかけたいと思うときもあるので、そういうときに、裁判所のほうではこれぐらいで考えているんだけどということを書かれたときに、弁護側から積極的に、皆さんにそういうお考えがある、長くてもじっくりというお考えが多いのであれば、弁護側としても、もう少しここを時間かけたいんだけどということを積極的に書いていけるかなと思って、ちょっと質問をしました。

(2番)

裁判員の期間とか、ちょっと全く関係ないですけど、ありがとうございました。

私も5日間参加させてもらったんですけど、やっぱり仕事をしていると抜けるということは確かに厳しいんです。その場合、私がない間もやってくれたということもあったから、仕事については大丈夫でした。夜はやるわけじゃないので、日中ということだったら、私は特に仕事とかそういうのは関係なく、特に気にしなくてできたんで、5日、6日、場合によってはもうちょっと長くてもいいのかと思います。

(司会者)

3番さんはどうですか。

(3番)

はい。選考の日に、その日程を伺ったときに、裁判自体は4日あったんですけど、正直ちょっと長いなって、初めてだったので思いました。やっぱり仕事の関係上、ぎりぎりの人数で回してるので、やっぱり職場の方の理解というのがないと、ほかの方も、例えば参加したくても、できる人ってやっぱり限られてくる、あんまり期間が長いと限られてくるのかなというのは思いました。

(司会者)

4番さん。

(4番)

率直なところ、3日、4日で決まってしまうというのは短いなという印象を受けました。なので、個人的にはもっと長いほうがいいなと思うんですが、ただ、前提として、もう少し裁判員制度に対して社会的な認知度を上げていただいて、平気で休めるような環境を整えていただきたいなと思ってます。

(司会者)

仕事を休める環境があるのであれば長くてもよいし、時間をかけてもやりたいという、そういうことですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

5番さん、お願いします。

(5番)

私の場合は、職場的にも、上司とかに言えば休める職場だったんですけども、たまたま4月から仕事がなくなりまして、私の裁判は8月だったんですけども、そのときに裁判長にお聞きしたんですけども、ちょっと用事があるんで、もっと早めにかつこういうのは決めることはできないんですかって聞いたら、早めに決めちゃうと、裁判のときに用事があって出れない人もいるから、こういう日程でやっていますって聞いたんですけども、やはり参加するほうとしては、ある程度早めに決めていただければ、自分で日程の都合はつけることもできます。できるかななんて、そのとき思ったんです、その1点。

それから、僕の友達も個人で仕事をしている人もいますけども、そんな話をしたら、とても個人企業じゃ、そんなところいけないねなんて言われて、やはり幾ら国民の義務といっても、やっぱり社会的に認知度がないと、やっぱり個人企業だとなかなか出れないと思いますね。職場のほうも、理解がある職場ならいいけど、やっぱり今言った人数的に回せないところは、ちょっと辞退してほしいなって、口

で言わなくても薄々言われちゃうから、結局、出席できませんということになっちゃうかなと思います。やっぱり社会全体で、これがいかに必要かということを知度を高めていただいて、国民は必ず参加するような意識向上を持っていけばいいかなと思います。

以上です。

(司会者)

最後に報道関係者の方で、何か質問されたい方、何か質問はございますか。

(テレビ山梨記者)

今日はありがとうございました。

皆さんに1点ずつ、ちょっとお聞きしたいんですけども、裁判員を経験して、精神的な負担があったのか、なかったのか。あった場合は、どのときにそれが現れたとか、お聞きできればと思っております。全員の方にお聞きしてもよろしいでしょうか。

(司会者)

1番さん、どうですか。

(1番)

負担というほどじゃないんですが、裁判があったときは、ずっと家に帰っても、それが頭の中から離れなかったり、終わってちょっと安堵はしたんですが、これでも本当によかったのかなと思うときもあります。で、これは知り得ないことなんですけど、被告人が今後どうだったのかなっていうのも、どのようにして生きていくのかななんていうのも考えたりします。その程度です。

(司会者)

2番さん、お願いします。

(2番)

私は、そういう身体的なのはないんですけど……ないです。

(司会者)

ありがとうございました。

では、3番さんは。

(3番)

本当につらかったです。初日とか、やっぱり緊張し過ぎて頭痛とかあったりとかしたんですけど、やっぱり一番つらかったのは、判決が出た後、本当に素人である私たちみたいなのが、その人の人生を決めてしまっていていいのかという、その終わった後に、すごく気持ち的に、精神的にちょっとつらい部分がありました。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

実際、私の事件は、加害者自体は実刑で懲役だったんですけども、これは言っていないか分からないですけども、お子さんが生まれたばかりで、一番かわいい時期に見れないで刑務所の中なんだなと考えると、精神的に、大変な判断をしたんだなというような認識はあります。

(司会者)

では、5番さん、お願いします。

(5番)

私の場合は、一番最初に言ったように、こういうのに出たかったんで特にはないです。その後、自分で変わったのは、こういう裁判員裁判というか、これに参加して、こういう新聞の切り取りをとったり、いろいろな新聞をもっと読むようになったり、あるいはアンケートの用紙をいただいたり、これも私1人だけ、手を上げてもらったんですけども、やっぱり自分自身が変わったなと思います。今まで新聞とかニュースなんかを軽く聞き流してたんですが、読み直してみたり、またニュースを何回も見たりして、やっぱり自分のためにはよかったと思ってます。

以上です。

(司会者)

ほかにはよろしいですか。

では、長い間ありがとうございました。今日は、本当に皆さんから貴重なお話をたくさん聞くことができ、ありがとうございます。裁判所としても、法曹三者全体としてもそうですけれども、よりよい裁判員裁判を目指していきたいと考えており、改善の努力を日々続けているつもりであります。今日の皆さんのお話を貴重な参考意見とさせていただいて、今後、よりよい裁判員裁判を目指したいと思っておりますし、皆さんもぜひ裁判員裁判を経験した経験などを踏まえて、いろんなほかの人にもご経験をお話しいただき、いい方向でも、悪い方向でも、裁判員裁判のことをお話しいただき、裁判所としては裁判員制度が社会に早く、広く深く根づいていければいいなとも思っております。今後も頑張っていきますので、皆さん、温かく見守っていただければとも思います。

今日は、本当に貴重なご意見をありがとうございました。